

長野市戸隠・鬼無里情報通信施設光化

（引込・撤去）工事仕様書

（長野市ケーブルテレビ光化工事）

（標準仕様書）

長野市総務部情報システム課

令和 7 年 4 月

一般共通事項

1 件名

長野市戸隠・鬼無里情報通信施設光化（引込・撤去）工事

2 基本事項

本仕様書は長野市が発注する「長野市戸隠・鬼無里情報通信施設光化（引込・撤去）工事」（以下「本工事」という）に適用する。

本仕様書に定めのない事項は、別紙の「特記仕様書」のほか「長野市建設工事共通仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）」、「電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）」、その他有線電気通信法、電気事業法およびこれに基づく省令による定めのあるものについては、その規定によって施工するものとする。

なお、本工事の現場代理人を定め常駐させるとともに、工事に従事する者は十分な経験と技能を有するものとし、必要とする資格を有する者が施工にあたること。

3 週休2日工事

(1) 本工事は、週休2日工事の対象工事である。実施にあたっては、長野市週休2日工事実施要領により行う。

(2) 本工事は、施工者希望型の週休2日工事であり、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を通知したうえで取組む工事である。当初予定価格において、4週8休以上達成を前提とした経費補正を行っている。そのため、4週8休未満の場合は、現場の閉所実績に応じた金額補正を行う。

また、希望しなかった場合は、未達成として減額変更を行う。

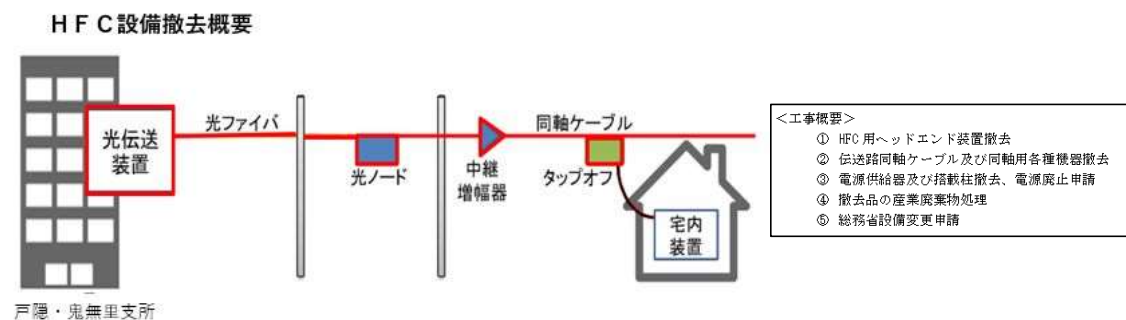
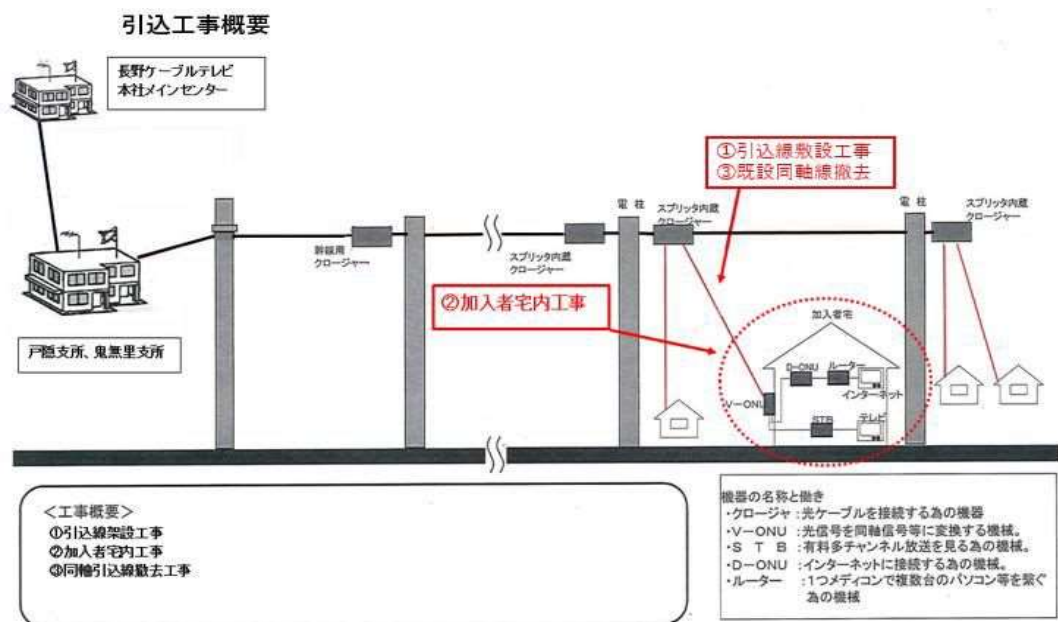
4 目的

戸隠、鬼無里情報通信施設は、光ファイバーと同軸ケーブルによるHFC方式で、ケーブルテレビ、インターネット、音声告知放送サービスを提供している。

既存設備の老朽化が著しく、令和6年度の光化事業で敷設した伝送路、設備等によりFTH方式に移行することにより、今後も安定したサービス提供及び設備の維持管理を行うことを目的とする。

5 工事概要

本事業は、令和7年度と令和8年度の2カ年に渡り行う予定にしている。本工事では令和6年度の「長野市戸隠・鬼無里情報通信施設光化工事」で施工したFTH伝送路のクロージャーから既存加入者宅へ引込線を新設のうえ宅内工事を行い、FTH設備へ切替え、試験確認を行った後、既設HFCの引込線を撤去及び支所や幹線のHFC関連設備一式の撤去・廃棄、共架廃止（減条）申請をするまでとする。



6 施設概要

長野県長野市 戸隠支所、鬼無里支所、既設 HFC エリア全域

【H F Cエリア概要】（令和 6. 12. 1 時点）

		戸隠	鬼無里	計
CATV 加入世帯数		1, 128	573	1, 701
内	基本コース世帯数	841	501	1, 342
	STB 設置数	287	72	359
保安器数		1, 138	596	1, 734
内バス待合所数（告知端末）		10	23	33
告知端末設置世帯数		1, 058	497	1, 555
インターネット加入世帯数		334	119	453
ケーブルプラス電話加入世帯数		505	262	767
HFC センター局舎施設 3 カ所		I N C 本社センター サブセンター（戸隠支所、鬼無里支所）		
伝送路設備		同軸ケーブル約 194 Km		

	給電線 約 3 Km ノードアンプ、増幅器、タップオフ
共架柱本数	約 3,600 本（減条対象本数）
電源供給器	122 台（搭載柱 122 本）
幹線増幅器	約 410 台
タップオフ	約 1,780 個
受信点設備	1 箇所（戸隠とんくるりん）
道路・河川占用	72 箇所（河川 65、道路 7）

詳細数量等は別紙「引込工事数量表」のとおり

7 工事場所、範囲

工事場所は、長野市戸隠地区、鬼無里地区全域の既存ケーブルテレビ加入世帯とし、センター局舎を含むものとする。

本工事の施工範囲は設備の製作、運搬、据付、配線、接続、調整、試験等の全般とし、本市の指示を受け、これを施工する。

また、本工事に必要な諸官庁への諸手続、施工に伴う関係箇所への連絡及び打合せを含むものとする。

(1) 引込業務

（ア）加入者引込み個別スケジュール調整

（イ）戸隠・鬼無里情報通信施設伝送路スプリッタ内蔵クロージャーから既存加入者宅までの引込線新設

（ウ）加入者宅内の放送サービス提供までの配線、各種機器設置及び試験、確認

（エ）サービス巻取り後の既設HFC施設からの同軸引込線撤去

事前に綿密に打合せを行い指定された業務方法で行うこと。

工期期間に全加入者のケーブル引込み切替えの設計のため、加入者への切替えができない宅が生じた場合には、引込設備工事費の設計変更の対象とする。

（オ）指定管理者（株式会社 インフォメーション ネットワーク コミュニティ：以下「指定管理者」という）にて顧客管理システムやCAD連携を実施するため、情報共有や連絡を密にし、円滑に工事が進むよう協力して行うこと。

(2) 撤去業務

（ア）HFC センター局舎施設の HFC 用ヘッドエンド装置撤去
（センター局舎引込みケーブル撤去含む）

（イ）伝送路同軸ケーブル等設備撤去（ラッシング含む、メッセンとして使用しているケーブルは残す）

（ウ）HFC 用各種機器（光ノード、増幅器、タップオフ）撤去

（エ）電源供給器及び搭載自営柱撤去工事（電源廃止申請含む）

(オ) 撤去機器、ケーブル等の産業廃棄物処理

詳細は別紙撤去対象機器一覧表のとおり

(カ) 共架廃止（減条）申請（河川、道路占用、総務省設備変更申請含む）

(キ) 告知端末について

戸隠地区には、公衆トイレ付きバス停に、鬼無里地区には待合所付きバス停に告知端末のみが引き込まれている箇所があるが、令和7年度に地元と協議を行い更新か撤去の判断がされるまで工事は保留とする。なお、積算には、更新として計上されているので撤去のみとなった場合には、設計変更の対象とする。

なお、戸隠地区の市営バス車庫事務所の告知端末については、引込線工事を行うこと。

(ク) ヘッドエンド装置撤去は、全加入者の切替え後、その他は、幹線ルート下流の加入者接続切替え後、撤去可能とする。

また、撤去物は原則、産業廃棄物として処分を行うこととする。なお、適法な回収業者への売却処分も可能とするが、処分益が生じた場合は設計変更の対象とする。

(3) 中社付近の光化工事

戸隠中社付近で無電柱化工事を令和6年度実施していたが、中電の建柱工事が年度をまたぐことで光幹線の敷設が一部できていない箇所（別紙図面）については、光ケーブル敷設とクロージャー設置をした後、引込み工事を行うこと。

8 工期

契約締結日から令和9年3月10日の予定。

ただし、本工事は、議会（令和7年6月議会を想定）の議決を要するため、それまでは仮契約とする。

9 スケジュール

以下を予定するが、詳細は打合せで決定するものとする。なお、本工事の期間中、定例会を行い、工程等を管理、報告、協議できるようにすることとする。

また、冬季期間の作業については、降雪により作業ができない期間があり得ることを考慮すること。

なお、本工事契約は、議会の議決を前提とする。（6月議会を想定）

ア) ケーブル宅内引込工事 2025年7月～2027年2月下旬まで

イ) ケーブル撤去工事 順次 2027年2月下旬まで

ウ) 完成図書類納品 2027年3月上旬

エ) 工事完了検査 2027年3月中旬

なお、工事中間検査を行う場合がある。

10 資料等の貸与

- (1) 本工事の遂行上、調査すべき事項は受注者が行うものとするが、本市が所有し、工事に利用できる資料は、本市から受注者に貸与する。受注者は、受渡し記録簿に記録し、工事完了後、速やかに返却すること。なお、目的外での使用は不可とする。
- (2) 本工事の作業従事者に対し、本業務の身分証明書を貸与するので業務中は携帯し、提示を求められた場合には、提示すること。

11 打合せ及び議事録等

受注者は工事の着手に先立ち、発注者及び指定管理者と十分な打合せを行うこと。工事中においても緊密な連絡を取り、積極的に目的達成に努めること。打合せ及び協議を実施した際、受注者はその議事録を作成し、本市に提出すること。

質疑・確認・変更事項等については、その都度、協議書若しくは指示書を作成し、本市監督員及び指定管理者と３者協議の上解決すること。

12 資格要件

本工事では、監理技術者資格の他、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。

- (1) 技術士（電気電子部門）
- (2) R C C M（電気電子部門）
- (3) 電気通信主任技術者（伝送交換、線路）
- (4) C A T V 総合管理技術者

13 提出書類

(1) 受注者は、工事着手前に速やかに、「長野市公共建築工事 提出書類一覧」にある契約直後及び工事開始の必要とする書類を提出すること。

（工事着工届、現場代理人及び主任技術者届計画工程表、施工体制台帳、施工計画書等）

(2) 受注者は、工事中又は工事完成時に「長野市公共建築工事 提出書類一覧」にある必要とする書類を提出すること。

14 成果品の納品

成果品は、製本１部及び電子データ（ＣＤ又はＤＶＤ）１部とする。
本資料の作成等にかかる経費は本事業費に含むものとする。

- (1) 業務完了届
- (2) 工事完成図書
 - ア 施工実施宅の一覧表
 - イ 加入者宅別の工事記録簿
 - ・ 施工に関する写真（事前/事後、クロージャ－内部）
 - ・ 戸別引込線図（CADIX データを含む）

- ・ 宅内配線図、機器配置図（PI 位置含む）
- ・ 訪問対応表、個別作業記録簿
- ・ 写真
- ウ 機器に関する資料（使用機器一覧、機器仕様書 等）
- エ 各種申請書類一式
- オ 上空通過同意書
- カ 事業実施に関する写真
 - ・ 資材納入時、工事写真（施工前中後等）、廃棄物品
- キ 撤去物品一覧表及び産業廃棄物処理マニフェスト
- ク 事業実施に関する各種測定、試験記録
- (3) その他、監督員が指示する資料等
 - ・ 例として打合せ議事録、協議記録、作業記録、電源廃止記録、その他図面等

15 部分検収の支払方法等

発注者は受託者に対し、成果の割合に応じ、以下の金額を限度として契約額の一部を支払うことができる。ただし、数量の不足又は追加作業等の発生に伴う金額の変更については次年度以降の作業に反映できることとし、最終的な数量及び支払い項目については令和8年度にて確認を行うこととする。また、本工事は契約金額の範囲内で完成させるものとするが、契約後において、詳細設計見直しの結果、機材及び工事費等に増減が生じ、契約金額の変更が必要な場合は、協議の上決定することとする。

令和7年度支払限度額 126,000 千円（税込）

16 債務負担行為に基づく契約の特約

発注者は、予算の都合により必要があるときは、前述の支払限度額を変更することができる。この場合、発注者は受託者に通知し、実施業務について協議することとする。

17 検査・引渡し

- (1) 監督員が必要と認めた場合、中間検査等を行う場合がある。
- (2) 本工事完成後、速やかに検査を行う。この検査の合格をもって完成とする。

18 成果品の帰属

本業務で作成される成果品等はすべて発注者に帰属するものとする。

19 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関係する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

20 個人情報の保護

受注者は、本事業の実施に当たって個人情報を取り扱う場合には、長野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年長野市条例第４３号）の規定及び別紙１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

21 再委託の制限

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、以下の業務とする。
 - ・ 発注者との打合せ業務
 - ・ 計画準備（業務計画書作成等）
 - ・ 工程業務（作成、管理業務）
 - ・ その他受注者が指示する業務
- (3) 受注者は、前３項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

22 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- (3) 長野市公契約等労働環境報告書１部及び業務体制図２部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

23 安全教育・訓練の実施等

労働安全衛生法に基づき行う日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を実施するものとする。

安全・訓練等の実施については、安全教育・訓練の実施毎に写真等に撮影し、監督員及び検査員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

本工事に際し、工事工法・安全訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員に対して下記事項の周知徹底を図る。

- (1) 本工事内容・工法、施工技術安全指針等の周知徹底
- (2) 本工事における災害対策訓練
- (3) 本工事現場で予想される事故対策
- (4) その他、教育・安全・訓練として必要な事項

ア 教育・安全・訓練等に関する実施計画

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた教育・安全・訓練の具体的な計画を作成し、監理者に提出するものとする。また、教育・安全・訓練等の実施状況を実施状況報告書等により報告するものとする。

イ 災害防止

作業の安全対策については、常に作業の安全に留意し現場管理を十分に行い災害防止に努めること。

高所作業を行う場合は、必要な転落防止対策を講ずる等事故防止に努めること。

ウ その他

(ア) 工事施工に当たり当該建築物、既設設備等は、もとより通常業務に対し危害、損傷又は、妨害を与えないよう留意し、適切な防護・養生等の処置を講ずること。

(イ) 工事着手に当たり、工事現場の施工管理体制及び事故発生時の緊急時連絡体制を確立すること。

(ロ) 万一災害、事故等が発生した場合は、速やかに必要な処置を講じ、担当係員及び関係者に連絡すること。

A 設備工事、伝送路工事、ファシリティ関係工事の施工の際、関係法令遵守・関係者及び近隣者への告知・周知を徹底すること。

B 工事期間中に発生した廃材、残材等については、受注者の責任において処分すること。

C 搬入品の現地保管には、担当係員及び建物管理者の許可を受け、養生はもとより風水害、火災、盗難及びその他の事故防止に努めること。

24 安全対策

車両運転中の交通事故防止を図るとともに、工事の施工にあたっては、掲示板の設置や交通誘導員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。

なお、関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合は、別途協議により変更する。

25 問い合わせ、紛争の回避等

受注者は、本業務に当たり、加入者、利用者からの問い合わせに対応するため、窓口を設置して案内文を作成し配布するものとし、工事の前後において、住民からの問い合わせ等や機器の不具合については、受注者の責において速やかに対応するものとする。

作業実施に当たり第三者の土地に立ち入っての作業が必要な場合には、あらかじめ土地所有者の了解を得るものとし、無益の摩擦や紛争をおこさないよう対応しなければならない。

26 仮置き場

受注者は、本業務の遂行に当たり資材の適切な管理を行うため、事業量に見合う仮置き場を確保することとする。また、撤去品については有価物が含まれることから盗難防止等に備えるものとする。

27 損害賠償と保証

受注者は本業務遂行にあたり、施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工すること。建造物または第三者に損害を与えた場合は速やかに発注者に報告するものとし、受注者の責任において復元等の対処を行うものとする。

本工事の設備の保証期間は、工事完成引渡日より起算して1年とし、故障などにより期待される機能を果たさない場合には、無償で速やかに機能を回復すること。ただし、人災・天災や使用の不手際による故障・障害については除く。また、受注者の責によらないと説明・証明できる場合については、本市と別途協議の上決定する。無償期間中には、緊急度に応じた対応を実施すること。

28 疑義

- (1) 受注者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議し、その指示を受けること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項は、発注者と受注者との協議の上決定すること。

(別紙1)

個人情報等取扱特記事項

(個人情報等の保護に係る受注者の責務)

第1 受注者は、履行に当たって、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他関係法令等を遵守し、個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、第4第1項により再委託を行う場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(利用目的以外の目的のための利用の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報等を取り扱う場合には、本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、個人情報等の適正な安全管理が図られていることを発注者が確認し、発注者が承諾した場合を除き、個人情報等の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 前項において、受注者は、再委託先に対しその履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。再委託を受けた者がさらに再委託を行う場合も同様とする。

(個人情報等の複写及び複製の禁止)

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報等を、複写及び複製してはならない。

(個人情報等の安全管理)

第6 受注者は、発注者から引き渡された個人情報等及び受注者が契約履行のために作成したそれらの記憶媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に保管するなど適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報等の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 受注者は、この契約による業務を行うために必要な場合を除き、事務所内から個人情報等を持ち出してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第7 受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報等の改ざん、滅失、損傷、漏えい等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

（個人情報等が掲載された資料等の返却義務又は廃棄義務）

第8 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに当該個人情報等の返却又は復元若しくは判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体を廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の消去又は廃棄した結果について、発注者に報告しなければならない。

3 第4第1項により再委託先がある場合には、再委託先の個人情報等の消去又は廃棄について受注者の責任において行うとともに、その状況を前項の報告とともに発注者に報告しなければならない。

（報告及び検査）

第9 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報等の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、作業の管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（疑義についての協議）

第10 この特記事項の各項目で規定する個人情報等の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの特記事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。